

集落機能を補完する農村RMOの形成推進

<対策のポイント>

中山間地域等では、高齢化・人口減少の進行により、農業生産活動のみならず、地域資源（農地・水路等）の保全や生活（買い物・子育て等）など、集落維持に必要な機能が弱体化しています。

このため、中山間地域等において複数の集落の機能を補完する農村型地域運営組織（農村RMO）の形成を支援するとともに、その円滑な運営や取組の拡大を後押しするため、総務省など関係府省とも連携して施策を展開します。

<事業の全体像>

農村RMO形成に関する推進体制

農村型地域運営組織（農村RMO）

- 複数集落を範囲として農業者の組織と自治会等地域の多様な主体が連携して協議する体制を構築

農村型地域運営組織（農村RMO：Region Management Organization）

複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う組織

多様な人材の参画

- 地域おこし協力隊
- 地域プロジェクトマネージャー
- 地域活性化起業者
- 生活支援コーディネーター等

関係府省の制度活用

- 内閣府
- 総務省
- 文部科学省
- 厚生労働省
- 国土交通省
- 農林水産省等

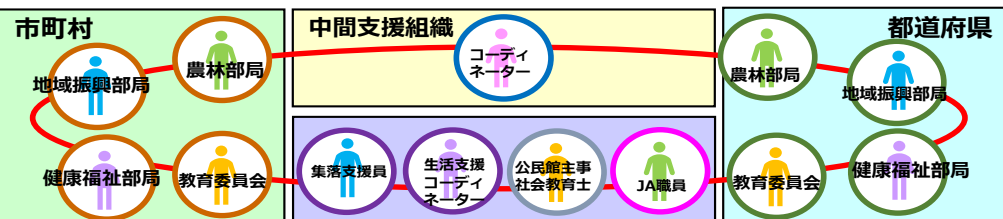


複数の集落機能を補完

伴走

都道府県レベルの支援チーム

- 農村RMOを目指す地域に対し、部局横断的な支援チームを形成し、伴走支援



関係府省の連携

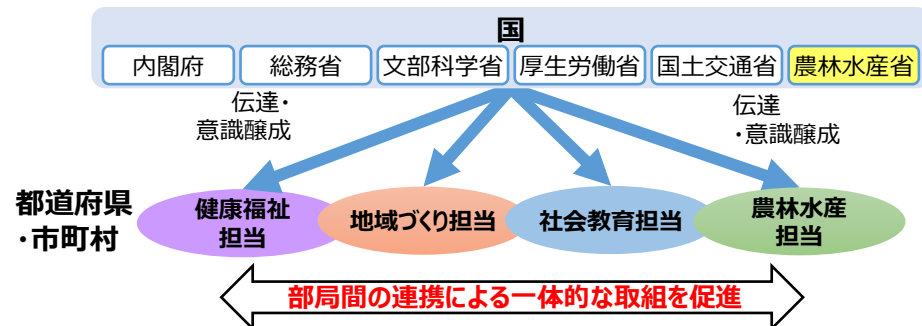
1. 関係府省所管制度の活用

- 農村RMOの形成にあたって関係府省所管の各種制度を活用

内閣府	総務省	文部科学省	厚生労働省	国土交通省
<ul style="list-style-type: none"> ● 地域活性化伝道師 	<ul style="list-style-type: none"> ● 集落支援員 ● 地域おこし協力隊 ● 地域プロジェクトマネージャー ● 地域力創造アドバイザー ● 地方交付税措置 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域活性化起業者 ● 特定地域づくり事業協同組合 ● 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業 	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会教育施策（公民館活動、社会教育士等） ● 生活支援コーディネーター ● 介護予防・日常生活支援総合事業 ● 重層的支援体制整備事業 	<ul style="list-style-type: none"> ● 小さな拠点を核としたふるさと集落生活圏形成推進事業 ● 地域管理構想（国土の管理構想）

2. 都道府県・市町村への周知

- 関係府省それぞれが都道府県・市町村の担当部局に関連施策を情報提供し、各地域において部局間連携による一体的な取組を促進



3. 農村RMO形成推進に関する情報共有の場を形成

【関係府省】内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省、農林水産省等

【連携内容】全国研究会において現場情報や関連施策の共有 等

